

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月30日から令和2年7月31日

③ 実施内容

●外出について

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。

- ・5/31まで：これまでにクラスターが発生した施設への外出や、府県をまたいだ移動を控えること
- ・6/1～6/18：一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を控えること

●イベントの開催について

開催規模を概ね3週間ごとに順次拡大。定めた参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催すること。

●施設の使用について

6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。

※府民や事業者などに対し、適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の登録・利用の協力を要請

外出について

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

5月31日まで	6月1日～6月18日
<ul style="list-style-type: none">○接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設への外出を控えること○レジャーなど、不要不急の府県をまたいだ移動を控えること	<ul style="list-style-type: none">○一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間のレジャーなど、不要不急の移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ① 「三つの密」の回避
- ② 身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ 2 m 確保）
- ③ マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ④ 手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ⑤ 在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑥ 「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

イベントの開催について

- 適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」導入の協力を要請。
開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること。

【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
<ul style="list-style-type: none">○屋内：100人以下○屋外：200人以下	<ul style="list-style-type: none">○屋内・屋外：1,000人以下○全国的な人の移動を伴うイベント (プロスポーツ等)は、無観客で開催	<ul style="list-style-type: none">○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること
- 屋外：人ととの距離を十分に確保できること

- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

施設の使用について

▶ 6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。
感染拡大防止の観点から、以下の内容について協力を要請。

1. 6月1日から休止要請を解除する施設（引き続き5月31日までは休止を要請）

- ・全国でクラスターが発生した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス	<ul style="list-style-type: none">・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守することを条件に、休止要請を解除。 但し、業界団体等がガイドラインを作成するまでの間は、府が定めるガイドラインによるものとする。・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策の実施を要請。
運動施設、遊技施設	スポーツクラブ	<p>⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>

2. 上記1以外の施設

・文教施設、大学・学習塾等、劇場等、集会・展示施設など

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館、貸会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	<p>⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>
遊興施設	ダンスホール、性風俗店、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く）、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

・社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等

施設区分	施設内訳	要請内容
医療施設	病院、診療所、薬局 等	
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパー・マーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店等には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
工場等	工場、作業場 等	
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月25日改正）を踏まえた整理

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- それ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狹い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定